第 3599 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 9月 11日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 役員に対する中元

Q：当社は、無報酬の非常勤役員に中元、歳暮を贈ろうと思います。どのような取扱いになるのでしょうか？

A：原則として、給与を支給したものとして取り扱われます。

【解説】

法人税では、得意先や仕入先その他会社の事業に関係ある者に対する中元や歳暮の贈答費用は、交際費等に該当しますが、役員又は使用人に対する中元、歳暮の贈答費用は、役員等としての地位に基いて支給されるものですから、原則的には、給与として取り扱われ、交際費等には該当しないこととされています。

もっとも、カレンダーや手帳、扇子等のようなもので金額が僅少であるものについては、交際費等にはなりませんし、また、給与等としても取り扱う必要はないものと思われます。

したがって、役員に支給した中元や歳暮の費用は、給与を支給したものとして取り扱われるととなりますので、定期同額給与又は事前確定届出給与のいずれにも該当せず、損金には算入されないこととなります。

なお、この場合には、所得税の源泉徴収が必要になりますが、役員が無報酬とのことですので、その給与とされる額の６分の１（年１回支給の場合は12分の１）に相当する金額を月額表にあてはめて税額を求め、その求めた税額を６倍した金額を徴収することとなります。